

子 発 ※ 第 ※ 号
令和 ※ 年 ※ 月 ※ 日

※※※※（実施主体） 殿

厚生労働省子ども家庭局長

令和３年度社会的養護経験者ネットワーク形成事業の実施について

標記事業の実施については、別紙「令和３年度社会的養護経験者ネットワーク形成事業実施要綱」により行うこととし、令和※年※月※日から適用することとしたので通知する。

別 紙

令和3年度社会的養護経験者ネットワーク形成事業実施要綱

第1 事業の目的

児童養護施設等を退所等した者（以下「社会的養護経験者」という。）は、保護者がいない又は保護者がいる場合であっても虐待等の理由により、保護者からの支援を受けづらい状況にある。

そのような社会的養護経験者が、退所等した後も円滑な社会生活を送ることができるよう、継続的な支援を充実していくことに加え、孤立を防ぐことが必要である。

本事業は、社会的養護経験者同士がその支援者団体等も含めて、交流を深め、意見交換及び意見表明を行う機会等を確保することで、社会的養護経験者の孤立を防ぐとともに、社会的養護経験者が抱える課題等を把握し、適切な自立支援策の構築を行うことを目的とする。

第2 事業の実施主体

事業の実施主体は、※※※（以下「実施団体」という。）とする。なお、実施団体においては、事業目的を達成するために必要があるときは、事業の一部について事業を適切に実施できる者に委託することができる。

第3 事業の内容

実施団体は、以下の事業を実施すること。

また、事業実施後は、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課（以下「家庭福祉課」という。）に実施した事業の内容や効果等について報告すること。

（1）交流会

支援者団体も参加の上、社会的養護経験者同士の交流会を開催すること。なお、新型コロナウイルス感染症に留意し、原則、オンライン形式で実施すること。ただし、オンラインで実現することができない内容を含める場合は、別途、厚生労働省と協議すること。

（例：①社会的養護経験者による各々の活動内容や意見等の発信、②社会的養護経験者と支援者団体・地方自治体職員等の関係者との意見交換や情報共有 等。）

なお、参加者が会場に集う場合は、交流会の参加に要する旅費（宿泊料含む）について、社会的養護経験者が経済的理由により参加を見送ることがないよう、当該旅費の一部を支給するなど、自己負担を軽減する措置を講じること。支給した旅費については、本事業の対象経費とすることができる。

【交流会開催にあたっての留意点】

①実行委員会の設置

交流会の開催に当たっては、社会的養護経験者が参画する実行委員会を設置すること。実施団体は、実行委員会の開催に必要な事務を行うとともに、交流会の企画及び運営の内容を決定する際、実行委員会の意見を聴取すること。

なお、実行委員会の構成員については、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議の上、決定すること。

②留意事項

特定の地域や特定の団体等に限定せず、全国の社会的養護経験者の交流を促進し、支援者団体をはじめとした社会的養護関係者、地方自治体職員等、様々な関係者が広く参加できるよう、以下の点に留意すること。

ア 社会的養護経験者、支援者団体、社会的養護関係者、地方自治体職員等へ広く案内すること（300～400名程度の参加者を想定）。

イ ア以外の者で、虐待その他の家庭問題で苦しんでいた者等が発表者又は参加者として交流会に参加できるよう検討すること。

ウ 支援者団体からの活動内容に関する発表を盛り込むこと。

エ 交流会の開催まで十分な周知期間を設けること。また、交流会の開催時期は厚生労働省と協議の上決定すること。

オ 交流会の参加費は、無料とすること。

カ 交流会において、参加者のケアが必要になった場合に備え、当日の運営を行う人員に公認心理師等の心理職等を含め、適切にケアできる体制を整えること。

③実施状況報告について

交流会の実施状況について、開催後速やかに厚生労働省に報告を行うこと。報告には、参加者数、閲覧者数、議事、関係資料を盛り込むこと。

（２）周知・啓発活動

Webサイト等を活用して、活用できる支援やサービス、支援者団体の周知、当事者の体験談の共有等を行うことができるようにすること。Webサイト等の作成や更新等に当たっては、（１）①の実行委員会の構成員を含めた社会的養護経験者等の意見を聴取することとし、（１）の全国交流会開催日までに作成、更新後のWebサイト等を公開すること。

また、交流会実施後も、事業実施期間終了までの間、必要に応じて情報の更新を行い、社会的養護経験者等にとって有益な情報が掲載されるように努めること。

（参考）令和２年度作成Webサイト：<https://irisconnect.jp>

（３）その他

（１）、（２）のほか、本事業の目的に沿った効果的な取組があれば、厚生労働省子

ども家庭局家庭福祉課に協議の上、実施すること。

第4 事業の実施方法

実施団体は、第3に規定する事業を実施するにあたり、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議の上、事前に事業実施計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施すること。

また、各事業を実施するにあたり、社会的養護経験者のプライバシーへの配慮を徹底すること。

第5 経費の負担

この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

第6 会計

本事業を実施するに当たっては、この事業に関する特別会計を設けること等により、本事業に要する費用について他の事業と区分して明瞭に経理しなければならない。

第7 その他特記事項

1. 委託の取扱い

- (1) 実施団体が本事業の全部を一括して第三者に委託することは禁止する。また、事業の実施に係る企画及び立案並びに進捗管理に関する業務は委託してはならない。
- (2) 実施団体は、秘密保持、知的財産権等に関して、本実施要綱が定める実施団体の責務を委託先業者も負うよう、必要な措置を実施すること。

2. 個人情報の取扱い

本事業によって知り得た個人情報の取扱いは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の一部を委託した者以外の第三者に提供してはならないこと。
- (2) 個人情報が記された資料を、事業実施以外の目的で複写又は複製しないこと。作業の必要上、複写又は複製した場合は、作業終了後、適切な方法で破棄しなければならないこと。
- (3) 個人情報漏洩等の事案が発生した場合には、事案の発生した経緯及び被害状況等について、記録に残すとともに、被害の拡大の防止及び復旧等のための必要な措置を講ずること。
- (4) 実施団体は、保有する個人情報にアクセスする権限を有する者について、その利用目的を達成するために必要最小限に限定すること。
- (5) 上記を含め、個人情報の取扱いに関し、規定を設け、適切に保護し、管理すること。

3. 著作権の取扱い

厚生労働省及びその他の第三者は、事業期間中及び事業期間終了後において、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、実施団体の許可を得ることなく使用できるものとする。